社会福祉法人 明日香村社会福祉協議会 役員報酬等支給規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人明日香村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 24 条第１項の規定に基づき、会長、常務理事、非常勤理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の役員報酬及び旅費の支給について、必要な事項を定める。

（報酬の種類）

第２条　会長の受ける報酬は、月額とし、評議員会において決定する。

２　会長が首長又は関係行政庁の職員の場合には、前項の規定による報酬は、支給しない。

３　常務理事の受ける報酬は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

４　第１項の報酬及び第３項の給料の額は、別表１に定めるとおりとする。

（給料）

第３条　給料は就任の日から支給し、退職（又は死亡）したときは、それまでこれを支給する。

２　前項の規定により、給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときの給料の額は、日割りによって計算するものとする。

（期末手当）

第４条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する役員に対して支給する。これらの基準日前１ヶ月前に退職（又は死亡）したものについても同様とする。

２　期末手当の額は、給料月額に１００分の１００を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第５条　通勤手当は、「社会福祉法人明日香村社会福祉協議会給与規程」（平成１１年４月１日　規程第１号）を適用する職員（以下「職員」という。）の例により、支給する。

（旅費）

第６条　本会の役員等が、職務のため旅行した時に支給する旅費の額は、職員の例よる。

（支給方法）

第７条　報酬及び旅費の支給方法は、職員の例による。

附　則　１　この規程は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則　１　この規程（一部改正）は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則　１　この規程（一部改正）は、平成２４年７月１日から施行する。
附　則　１　この規程（一部改正）は、平成２９年４月１日から施行する。
　　２　平成２９年３月３０日最終改訂

別表１（第２条関係）

社会福祉法人明日香村社会福祉協議会役員報酬・役員給料

区　　分	役員報酬・役員給料月額
会　　長	５０,０００円
常務理事	２５０,０００円